



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

629 特別保護地区の指定予定の通知	(環境生活総務課)	1
630 救急病院の認定	(医務課)	2
631 大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課)	2
632 //	(//)	3
633 和歌山県資源管理方針の一部変更	(資源管理課)	4
634 貸付金の償還金の収納事務の委託	(教育委員会)	4
635 //	(//)	5
636 貸付金の償還金の遅延損害金の収納事務の委託	(//)	5

○ 会計管理者訓令

*4 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令	(会計課)	5
-----------------------------	-------------	---

告 示

和歌山県告示第629号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定による特別保護地区の指定を予定しているので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 特別保護地区の名称

那智山鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

東牟婁郡那智勝浦町大字那智山字飛滝2の1、字大平3の1、字普賢地3の2、字姥ヶ懐11及び字向山718の1のうち保安林に指定されている区域

3 特別保護地区の存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31までの10年間

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 特別保護地区の指定目的

那智山鳥獣保護区特別保護地区は、「那智原始林」とその周辺区域であり、シイ、ウラジロガシ等この地域を代表する照葉樹林の林相を示している。また、下層には、シダ植物やつる性植物等多様な植物が生育し、多種多様な鳥獣の生息や繁殖に適した自然環境を形成している。

このため、当該区域は、那智山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 保護管理方針

県職員及び鳥獣保護管理員が、那智勝浦町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課

6 縦覧期間 令和3年6月15日から同月29日まで

当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

和歌山県告示第630号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 名称 有田南病院

2 所在地 有田郡有田川町小島15

3 有効期限 令和6年6月10日

和歌山県告示第631号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス有田宮崎店

和歌山県有田市宮崎町字箕川85番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年1月22日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,545m²

6 駐車場の収容台数

60台

- 7 駐輪場の収容台数
22台
- 8 荷さばき施設の面積
32.0m²
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
8.8m³
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2か所(敷地南側)
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
令和3年5月21日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課(有田郡湯浅町湯浅2355-1)
有田市産業振興課(有田市箕島50番地)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和3年6月15日から同年10月15日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第632号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ新宮店
和歌山県新宮市橋本一丁目3833番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年2月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,518m²

6 駐車場の収容台数

59台

7 駐輪場の収容台数

22台

8 荷さばき施設の面積

63.6m²

9 廃棄物等の保管施設の容量

24.6m³

10 開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

1か所（敷地北側）

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

14 届出年月日

令和3年5月31日

15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘2丁目4-8）

新宮市商工観光課（新宮市春日1番1号）

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年6月15日から同年10月15日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第633号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、和歌山県資源管理方針の一部を令和3年6月4日付けで次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和3年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

（次のとおりは、省略し、変更後の和歌山県資源管理方針に定める事項を記載した書面を和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第634号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、貸付金の償還金の収納の事務を

次のとおり委託した。

令和3年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 委託の相手方

弁護士法人ライズ総合法律事務所

埼玉県さいたま市大宮区大門町一丁目1番地 ミナトビル5階

2 委託した貸付金の償還金

修学奨励金の貸付金の償還金に係る未収金のうち県の指定するもの

3 委託期間

令和3年6月1日から令和6年3月31日まで

和歌山県告示第635号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、貸付金の償還金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和3年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 委託の相手方

リボーン債権回収株式会社

東京都千代田区神田北乗物町1番地1

2 委託した貸付金の償還金

修学奨励金の貸付金の償還金に係る未収金のうち県の指定するもの

3 委託期間

令和3年6月1日から令和6年3月31日まで

和歌山県告示第636号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、貸付金の償還金の遅延損害金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和3年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 委託の相手方

弁護士法人ライズ総合法律事務所

埼玉県さいたま市大宮区大門町一丁目1番地 ミナトビル5階

2 委託した貸付金の償還金の遅延損害金

修学奨励金の貸付金の償還金の遅延損害金に係る未収金のうち県の指定するもの

3 委託期間

令和3年6月1日から令和6年3月31日まで

会計管理者訓令

和歌山県会計管理者訓令第4号

府中一般
各かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年6月15日

和歌山県会計管理者 真田昭

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(保管状況の確認)</p> <p>第8条 出納員は、交付を受けたつり銭用資金の保管状況について、かい以外の出納員にあっては当該出納員が属する課の課長の確認を、かいの出納員にあっては当該かいのかい長等の確認を毎月末に受けなければならない。</p> <p>2 前項の確認において、つり銭用資金の保管状況について適当でないと認められるものが確認されたときには、<u>当該課長又は当該かい長等は</u>、その確認した状況について直ちに会計管理者に報告しなければならない。</p> <p>(事務の補助)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 当該出納員が属する課の課長及びかい長等は、つり銭用資金の保管状況の確認に関する事務において、当該出納員が属する課又は当該かいの職員（当該つり銭用資金を保管する出納員及びその出納員の事務を補助する収納員のうち第8条第1項の規定による確認を受ける日に第7条第2項の規定による記帳を行った者を除く。）に当該事務の補助を行わせることができる。</p>	<p>(保管状況の確認)</p> <p>第8条 出納員は、交付を受けたつり銭用資金の保管状況について、かい以外の出納員にあっては会計課長の確認を毎月、かいの出納員にあっては当該かいのかい長等の確認を毎月末に受けなければならない。</p> <p>2 前項の確認において、つり銭用資金の保管状況について適當でないと認められるものが確認されたときには、<u>会計課長又は当該かい長等は</u>、その確認した状況について直ちに会計管理者に報告しなければならない。</p> <p>(事務の補助)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 会計課長及びかい長等は、つり銭用資金の保管状況の確認に関する事務において、<u>会計課又は当該かいの職員（当該つり銭用資金を保管する出納員及びその出納員の事務を補助する収納員を除く。）</u>に当該事務の補助を行わせることができる。</p>

別記第4号様式中「毎月行われる会計課長又は毎月末に行われる」を「毎月末に行われるかい以外の出納員が属する課の課長又は」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。